

第24期第30回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和4年11月7日(月曜日) 13:30~14:15

(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	片上和彦	第10番	古川一豊
第2番	岡田充	第11番	高橋征三
第3番	藤田幸正	第12番	小野春雄
第4番	村上壽一	第13番	曾我部英敏
第5番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第6番	寺尾俊行	第15番	土岐若水
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第18番	松木ワカ子
第9番	宇野賀津美	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第9番	田坂健次
第2番	安藤育雄	第10番	眞鍋哲哉
第4番	岩崎紀生	第11番	竹林義孝
第5番	小野義尚	第12番	池田辰夫
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	高橋眞次	第14番	神野鉄治
第8番	藤田隆		

(3) 欠席委員 2人

農業委員	第17番	渡邊勝俊
推進委員	第3番	加藤宏司

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	近藤 弘 二	事務局次長	藤 田 美 保
農政係長	中 森 由紀子	主 任	井 上 貴 清
会計年度任用職員	齊 藤 麻 里		

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係	農用地利用集積計画、農地法第5条申請の審議等について
農政関係	次期委員の改選について



13時30分開会

近藤事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしくお願ひします。

藤田会長

皆さん、こんにちは。

本日は11月7日でございます。二十四節季の一つであります立冬でございます。暦どおりに朝晩が少し冷え込んできており最初の寒波も襲来するなど、温度の上下が激しくなっておりますので、作物そして皆さんの体調についても十分に留意していただけたらと思います。

それでは、ただいまから第30回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議案につきましては、農地関係が議案第1号から議案第3号まで、農政関係は「次期委員の改選について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において曾我部 英敏委員と伊

藤 繁次郎委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願
いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次
をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号は意見事
項となっております。加えまして、参考事項が1件ござい
ます。

1 ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供
します。事務局から議案の説明をお願いします。

藤田事務局次長

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第
18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございま
す。

内容といたしましては、田9筆、4,451.00㎡で
ございます。

2 ページをお開きください。

79番の(1-1)さんから82番の(1-4)さんまで
の4件でございまして、内訳といたしましては、新規設定
が4件。期間は、1年5か月間が1件、4年11か月間が
3件。利用権の種類は、使用貸借権が3件、賃貸借権が1
件となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農
業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合す
るものであること等を確認いたしております。

御審議よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、79番から82番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでし
ょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は1件です。

4ページをお開きください。

24番、萩生字治良丸、畑、3筆、面積1,837平方メートル、譲受人は市内在住の(2-2)さんです。

譲受人は、現在4反6畝ほどの農地を家族で管理・耕作しており、今回、自身が耕作する譲受人の父が所有する農地について贈与を受ける目的で、農地法第3条による申請が提出されたものです。

申請地は、これまでも譲受人が耕作しており、引き続き耕作を行うものであることから、周辺への影響についてはないものと思われま

す。以上の案件につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

御審議の程よろしくお願いたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、高橋 秀実委員から報告をいただきます。高橋委員をお願いします。

高橋(秀)委員

それでは現地調査の結果を報告させていただきます。

10月22日、土曜日に現地調査を行いました。譲受人の(2-2)さんは不在でしたが、奥さんが在宅であったため、奥さんの案内により現地調査と今後の利用等についての話を伺いました。先ほど事務局から説明が

あったとおり、親子関係ですのでこれまでも譲受人も一緒に耕作をしておりました。今後についても引き続き畑として季節野菜の栽培を行いたいという話を伺いました。

また、周辺農家への影響もないものと思われまますので許可相当であるものと思われまます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、24番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めまます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

5ページを御覧ください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供しまます。事務局から議案の説明をお願いしまます。

井上主任

議案第3号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は15件です。

6ページお開きください。

167番、土橋一丁目、田1筆、譲受人は(3-1)さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

168番、山田町、畑1筆、譲受人は(3-2)さん。内容は貸し露天駐車場、一体利用地として、宅地73.56平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

169番、本郷一丁目、畑1筆、譲受人は(3-3)さん。

内容は自己住宅103.51平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

7ページを御覧ください。

170番、八幡一丁目、畑1筆、譲受人は(3-4)さん外1名。内容は自己住宅155.68平方メートル、農地区分は上水管および下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内に浮島小学校及び垣生小学校が存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

171番、外山町、田1筆、譲受人は(3-5)さん。内容は自己住宅106.20平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

172番、大生院字岸影、田1筆、譲受人は(3-6)さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

8ページをお開きください。

173番、船木字下長野、畑1筆、譲受人は(3-7)さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

174番、外山町、畑1筆、譲受人は(3-8)さん。内容は自己住宅104.34平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

175番、萩生字本郷、畑1筆、譲受人は(3-9)さん。内容は建売住宅3戸165.18平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

9ページを御覧ください。

176番、萩生字治良丸、田1筆、譲受人は(3-10)さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域である

ため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

177番、東田二丁目、畑1筆、譲受人は(3-11)さん。内容は賃貸共同住宅1棟229.69平方メートル、一体利用地として、宅地351.83平方メートルがあり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

178番、田の上四丁目、田1筆、譲受人は(3-12)さん。内容は事務所兼倉庫1棟544.60平方メートル、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可も同時に申請されております。農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

10ページをお開きください。

179番、船木字元船木、畑1筆、譲受人は(3-13)さん。内容は自己住宅88.60平方メートル、一体利用地として、宅地165.28平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

180番、萩生字本郷、田3筆、譲受人は(3-14)さん。内容は賃貸共同住宅4棟708.90平方メートル、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可も同時に申請されております。農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

181番、萩生字治良丸、田1筆、譲受人は(3-15)さん 外1名。内容は自己住宅80.42平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、167番から181番までのいずれの事案につきましても申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準

についても認められるものであることを事務局より報告させていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、167番から181番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、11ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、13時55分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり、「次期委員の改選について」を議題といたします。本日は農業委員の改選が議題となっておりますので、農林水産課の岡田副課長も同席いただいております。

農林水産課

岡田副課長

農林水産課、岡田でございます。今年度の異動で配属となりました。本日はよろしく願いいたします。

藤田会長

それでは、事務局から説明をお願いします。

藤田事務局次長

令和5年7月19日の任期満了に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦及び募集を行います。

農業委員の募集要項（案）と農地利用最適化推進委員の募集要項（案）です。

平成29年から、選挙制度から任命制度に変わり、この募集要項の内容で実施しております。前回と同じ内容です。

そして、農地面積に応じて定数が決められておりますが、令和4年10月現在、新居浜市の農地は1,300ヘクタールを上回り、1,311ヘクタールであるため、現在と同じ定数、農業委員は19名、農地利用最適化推進委員は14名で募集を行う予定です。

令和5年3月1日から3月31日が、募集期間になります。市政だより3月号、ホームページ等で広報する予定です。

様式等は前回と同じです。

推薦を受ける者及び応募する者の資格は、「農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方で新居浜市に住所を有する方」です。

認定農業者、女性が委員になれるよう地域での検討をお願いいたします。

以上で改選についての説明を終わります。

藤田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

はい、藤田（健）委員。

藤田（健）委員

農地利用最適化推進委員担当地域の表で10地区に分かれておりますが、募集要項の推進委員14名と一致していないのではないのでしょうか。

藤田事務局次長

10地区でそれぞれ人数が割り当てられており、その地区の推薦人数がありますのでその合計が14名と

なっておりますので、それに基づき人選していく予定でございます。

藤田会長

他にございませんか。

はい、寺尾委員。

寺尾委員

推進委員の第5地区で大島地域が入っていますが、この地区の担当が大島地域の農地パトロールや農家台帳等の調査も行うということでしょうか。今期は含まれていなかったと思いますがいかがでしょうか。

近藤事務局長

推進委員担当地区表において第1地区から第10地区を決めさせていただいており、業務としては利用権等の結び付けや違反転用などの農地の監視業務をお願いしております。また、地区の農家数や農地面積に応じて各地区から記載の人数を人選させていただいております。大島地区におきましては、24期と同様に基本的には事務局において調査等行いますので、何か特別なことがありましたら事務局へ申し出てくださいという今期と同じ形態でお願いできたらと考えております。

藤田会長

補足として、第8地区でも別子山地域が含まれておりますが、別子山地区についても同様の取り扱いでお願いしたいと思います。

近藤事務局長

あと1点ですが、次期改選は先ほどの事務局次長の説明で10月1日現在の農地面積が1,300ヘクタール以上ありますことから、今期と同様に農業委員19名、推進委員14名となりますが、その次の26期では、確実に農地面積が1,300ヘクタールを下回りますことから農業委員が14名、推進委員が13名以下となりますので、その点も含めた人選等お願いいたします。

藤田事務局次長

今回、次期改選についての初めての説明でしたので、わかりにくい点多々あったかと思いますが、今後も皆さんとご相談しながら事務を進めていきたいと考え

ておりますので、よろしく申し上げます。

藤田会長

今、事務局からお願いがありましたが、来年3月31日の受付終了に向けて人選のご協力お願いいたします。また、新しい農業委員制度になり3回目の改選となりますので、制度も委員の皆さんもよく理解されていることと思いますが、事務局長からも話があったとおり先のことにはなりますが、26期については農業委員、推進委員の定数が減少します。そのため、公選制度の名残である現在の地区割についても、今後は例えば市内の南と北でそれぞれ何人といったような大きい視点での地区割を考えていかなければならないかと考えておりますので、その点も考慮しながら25期の人選をお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上をもちまして、第30回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

近藤事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員